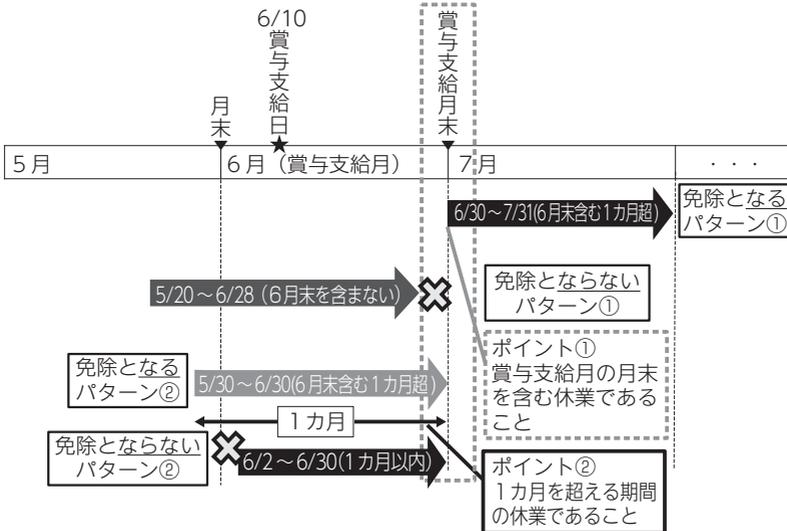


図表 27 賞与保険料の免除に関する検討

■ 6月 10日支給の賞与保険料が免除される休業は…



※「免除となるパターン②」について、6月末日を終了日とする育児休業が「1カ月超」となるのは、5/30以前に休業が開始した場合です（5/31の翌月当日となる6/31という日付がないため、5/31の開始日では1カ月超とならないため）。

本件については、法令の趣旨から考えると開始予定日（または終了予定日）となる日が公休日となる場合は、直後の労働日から（もしくは直前の労働日まで）の期間を申し出るべきと考えられ、保険料の免除に関しても当該期間を対象とする手続きを行うのが適切といえるでしょう。

(3) 給与計算システムの仕様変更の必要性

本改正に伴う保険料免除対象範囲の変更は、従来の給与計算システム上の機能では対応が難しい案件であるため、給与計算システムベンダーと打ち合わせをし、仕様変更の日程確認を行った上で社内の給与システム担当者と調整し、法改正の施行期日までに対応が完了するよう対処する必要があります。

また、給与計算担当者と育児休業関係担当者が人事部内で異なる場合は、これまでの情報に加えて、休業期間の連携も行う必要があ